杵つきもちの認証基準

制定　平成１５年　５月　２日
改正　平成１９年　１月　５日
改正　平成２７年　４月　１日

（適用の範囲）

第１　この基準は、島根県内で製造された杵つきもちに適用する。

（定義）

第２　この基準において、杵つきもちとは、もち米を蒸気で蒸したものを杵又は杵式の製餅機で成形し、固めたものをいう。

（品質等）

第３　杵つきもちの品質等の基準は、次のとおりとする。

１　品質

食感、色調、香味が良好であること。

２　使用原材料

⑴ 主たる原材料のもち米は、島根県内で生産された島根県奨励品種であること。

⑵ ⑴の他、副原材料として、大豆、ごま、しそ、よもぎ等の農産物、糖類、食塩を使用することができる。

⑶ ⑵の副原材料は国内産でかつ原材料に占める重量の割合が10%以下であること。

（表示）

第４　杵つきもちの表示は、食品表示法（平成２５年６月２８日法律第７０号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年５月１５日法律第１３４号）、及び計量法（平成４年５月２０日法律５１号）の規定に適合していること。また、次に定めることについては、これにより行うこととする。

区　　分	基　　準
義　務　表　示 （一括表示）	名称 「杵つきもち」と記載すること。
特色ある原材料等の表示	次のいずれかの方法によりもち米の産地を表示すること。 １　原材料名の文字（もち米）の次ぎに、括弧を付して「島根県産１００%」等と記載すること。 ２　「もち米島根県産１００%使用」等、島根県産のもち米を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

（表示に係る経過措置）

第５　食品表示法の施行の日から５年を経過した日までに製造され、加工される杵つきもちの表示については、第４の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。